

平成26年第1回吉岡町議会定例会会議録第5号

平成26年3月19日（水曜日）

議事日程 第5号

平成26年3月19日（水曜日）午前9時30分開議

日程第 1 総務、文教厚生、産業建設各常任委員会議案審査報告

(委員長報告・報告に対する質疑)

(報告・質疑)

日程第 2 議案第 1号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第 3 議案第 2号 吉岡町消防団条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第 4 議案第 3号 吉岡町小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第 5 議案第 4号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第 6 議案第 5号 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第 7 議案第 6号 町道路線の認定・廃止について

(討論・表決)

日程第 8 承認第 1号 平成25年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

(討論・表決)

日程第 9 議案第 7号 平成25年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）

(討論・表決)

日程第10 議案第24号 平成25年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）

(討論・表決)

日程第11 議案第 8号 平成25年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

(討論・表決)

日程第12 議案第 9号 平成25年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

(討論・表決)

- 日程第 1 3 議案第 1 0 号 平成 2 5 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
（討論・表決）
- 日程第 1 4 議案第 1 1 号 平成 2 5 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
（討論・表決）
- 日程第 1 5 議案第 1 2 号 平成 2 5 年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
（討論・表決）
- 日程第 1 6 議案第 1 3 号 平成 2 5 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
（討論・表決）
- 日程第 1 7 議案第 1 4 号 平成 2 5 年度吉岡町水道事業会計補正予算（第 3 号）
（討論・表決）
- 日程第 1 8 総務、文教民生、産業建設、予算決算各常任委員会議案審査及び陳情審査報告
（委員長報告・報告に対する質疑）
- 日程第 1 9 議案第 1 5 号 平成 2 6 年度吉岡町一般会計予算
（討論・表決）
- 日程第 2 0 議案第 1 6 号 平成 2 6 年度吉岡町学校給食事業特別会計予算
（討論・表決）
- 日程第 2 1 議案第 1 7 号 平成 2 6 年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算
（討論・表決）
- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 平成 2 6 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算
（討論・表決）
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 平成 2 6 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算
（討論・表決）
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 平成 2 6 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
（討論・表決）
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 平成 2 6 年度吉岡町介護保険事業特別会計予算
（討論・表決）
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 平成 2 6 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算
（討論・表決）
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 平成 2 6 年度吉岡町水道事業会計予算
（討論・表決）
- 日程第 2 8 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
（討論・表決）

日程第 2 9 発議第 1 号 農業委員会委員の推薦について

(提案・質疑・討論・個別表決)

日程第 3 0 発委第 1 号 吉岡町議会議員政治倫理条例の制定

(提案・質疑・討論・表決)

日程第 3 1 産業建設常任委員会の閉会中の継続審査の申し出について

(陳情第 1 号 「協同労働の協同組合法 (仮称)」 の速やかなる制定を求める意見書に
関する陳情書)

日程第 3 2 陳情第 2 号 政治倫理条例施行に係る『南雲吉雄議員』の社会福祉法人吉岡会理事長
職の任期満了までの継続特例に関する陳情

(討論・表決)

日程第 3 3 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第 3 4 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第 3 5 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第 3 6 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第 3 7 予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第 3 8 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第 3 9 議会議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１６人）

１番	飯 島 衛 君	２番	金 谷 重 男 君
３番	岩 崎 信 幸 君	４番	平 形 薫 君
５番	山 畑 祐 男 君	６番	栗 田 俊 彦 君
７番	宇都宮 敬 三 君	８番	馬 場 周 二 君
９番	石 倉 實 君	１０番	小 池 春 雄 君
１１番	岸 祐 次 君	１２番	小 林 一 喜 君
１３番	神 宮 隆 君	１４番	齋 木 輝 彦 君
１５番	南 雲 吉 雄 君	１６番	近 藤 保 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	石 関 昭 君	副 町 長	堤 壽 登 君
教 育 長	大 沢 清 君	総務政策課長	森 田 潔 君
財 務 課 長	小 渕 莊 作 君	町民生活課長	大 井 力 君
健康福祉課長	福 田 文 男 君	産業建設課長	栗 田 一 俊 君
会 計 課 長	守 田 肇 君	上下水道課長	富 岡 輝 明 君
教育委員会事務局長	大 澤 弘 幸 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 井 隆 雄	主 任	青 木 史 枝
---------	---------	-----	---------

開 議

午前9時30分開議

議長（近藤 保君） 皆さん、おはようございます。平成26年第1回吉岡町議会定例会が最終日となりました。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に入る前にお知らせします。

議事日程（第5号）により会議を進めますが、委員長報告は議事日程第1と第18と2回に分けて行っていただきます。日程第1では、主に条例関連と平成25年度補正予算関連であります。日程第18については、平成26年度当初予算その他を予定しておりますので、委員長にはよろしく願いいたします。

それでは、これより議事日程（第5号）により会議を進めます。

日程第1 委員会議案審査報告

議長（近藤 保君） 日程第1、委員会議案審査報告を議題とします。

委員会報告を求めます。

最初に、総務常任委員会岸委員長、お願いします。

〔総務常任委員会委員長 岸 祐次君登壇〕

総務常任委員長（岸 祐次君） それでは、11番岸です。総務常任委員会の議案審査報告を行います。

定例会開会日3月4日及び3月12日に、議長より付託されました承認1件、議案5件につきまして、3月14日金曜日午前9時半から委員会室において、委員全員、議長、それから執行側からは副町長、教育長、所管課長、局長、室長の出席をいただき、審査をいたしましたので、審査の概要と結果を報告いたします。

承認第1号 平成25年度吉岡町一般会計予算（第4号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについては、委員から本会議で質問のありました積雪による歳出8款土木費の詳細を求めた結果、除雪謝礼の人員は46名、金額は1人当たり2万円で、合計92万円、それから施設維持修繕委託料の支払い先は、委託契約をしている6社、金額につきましては1,774万9,000円、それから除雪費用交付金の支払い先は、委託契約をしていない業者13社、金額につきましては916万1,000円であること。採決の結果は原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第1号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、委員から本会議でも質問がありました報酬審議会の答

申内容について再度質疑があり、確認いたしました。採決の結果は原案適正と認め、全会一致可決であります。

それから、議案第2号 吉岡町消防団条例の一部を改正する条例については、副団長の報酬の規定については、団長の補佐業務の増加に加え事務量の増加によるものです。採決の結果は原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第7号 平成25年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出、事項別明細書の款項の順に審査をいたしました。

委員からは、繰越明許されている6款農林水産業費及び8款土木費の完成予定日について質疑があり、林道湯出入線改良工事については大雪のため6月完成、あるいは吉岡町都市計画マスタープラン改定業務委託は、平成27年3月完成予定とのこと。それから、15款県支出金2項県補助金、緊急雇用基金事業、それから青年就農給付金について質疑があり、その発生した要因につきましては、11月から8事業所への依頼であったため、また青年就農給付金については、夫婦一組2名の支出であったということで、県補助金の有効活用を図られるよう申し出したところでございます。それから、10款教育費5項保健体育費、八幡山グラウンド用地買収費の減額要因につきましては、地権者との交渉結果、協力するが移転先を探すまで待つてほしいとの申し出によるものであります。採決の結果は原案適正と認め、全会一致可決であります。

それから、議案第24号 平成25年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）につきましては、委員からは、大雪被害見舞金件数や支給要綱に説明を求めました。大雪被害見舞金対象件数は、住宅用が150件、農業者用が200件、それから事業者用が50件の合計400件です。見舞金の額につきましては、1世帯1回限り2万円ということで、合計金額は800万円となります。採決の結果は原案適正と認め、全会一致可決であります。

それから、議案第11号 平成25年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、委員からは平成25年度末の貸し付け金額の質疑があり、推計貸し付け残高は1億2,300万円とのこと。採決の結果では原案適正と認め、全会一致可決であります。

以上、報告といたします。

議長（近藤 保君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 2番金谷です。今の議案第24号ですが、大雪に対する被害の見舞金として2万円ということが出ましたが、委員会においては、他市町村との比較とか、そういつ

た質疑がされたかどうかお聞きしたいのですが。よろしくお願いします。

〔総務常任委員会委員長 岸 祐次君登壇〕

総務常任委員長（岸 祐次君） この見舞金につきましては、その議論の中では、他市町村と今お話がございましたが、当然他市町村で上毛新聞等に出ている甘楽町でありますとか、そういうところの状況につきましては議論しました。そういうことで、おおむね他市町村との比較検討の中で参考にし、うちの町もやっておるといような状況下になっております。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長、ご苦労さまでした。

続きまして、文教厚生常任委員会小林委員長、お願いします。

〔文教厚生常任委員会委員長 小林一喜君登壇〕

文教厚生常任委員長（小林一喜君） 小林です。文教厚生常任委員会の審査報告をいたします。

本委員会では、3月17日午前9時半より委員会室におきまして、委員5名全員、議長、執行側より副町長、教育長、所管課長、局長及び室長出席のもと、議長より付託されました議案7件、諮問1件を審査をいたしました。

初めに、議案第9号です。平成25年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、平成25年度のこの主なものは、2款保険給付費1項療養諸費の2,621万7,000円の増などによるものです。審査の結果、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第12号 平成25年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、この主なものは、2款保険給付費1項介護サービス等諸費の3,265万8,000円の増などによるものです。審査の結果、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第13号 平成25年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、この主なものは、2款後期高齢者医療広域連合納付金の769万1,000円の増などによるものです。審査の結果、原案適正と認め、全会一致可決であります。

以上です。

議長（近藤 保君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

小林委員長、ご苦労さまでした。

続きまして、産業建設常任委員会神宮委員長よりお願いします。

〔産業建設常任委員会委員長 神宮 隆君登壇〕

産業建設常任委員長（神宮 隆君） 13番神宮です。産業建設常任委員会議案審査結果を報告いたします。

産業建設常任委員会では、3月5日及び6日、本会議において付託された議案11件について、3月18日午前9時30分より委員会室において、全委員、議長、そして執行側からは副町長、所管課長、事務局長及び室長出席のもと審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

初めに、議案第3号から15号までのうち、産業建設常任委員会に付託された7議案について報告いたします。

議案第3号 吉岡町小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例について、県小口資金融資促進要綱及び中小企業信用保険法の一部改正による条項整理のための改正で、原案適正と認め、全会一致で認定です。

議案第4号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、消費税法及び地方税法改正に伴うもので、原案適正と認め、全会一致で改正認定です。

議案第5号 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例について、消費税法及び地方税法改正に伴うもので、原案適正と認め、全会一致で認定です。

議案第6号 町道路線3認定・廃止について、道路法に基づく道路網の整備をするためのもので、認定28路線、廃止2路線で、原案適正と認め、全会一致で認定です。

議案第8号 平成25年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、県央処理区維持管理負担金などの減額補正であり、原案適正と認め、全会一致で認定です。

議案第10号 平成25年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、工事請負費の減額補正で原案適正と認め、全会一致で認定です。

議案第14号 平成25年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）について、水道収益の減少など減額補正で、原案適正と認め、全会一致で認定です。

以上、報告いたします。

議長（近藤 保君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

神宮委員長、ご苦労さまでした。

日程第2 議案第1号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第2、議案第1号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第1号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第2号 吉岡町消防団条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第3、議案第2号 吉岡町消防団条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第2号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号 吉岡町小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第4、議案第3号 吉岡町小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第3号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第5、議案第4号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第4号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第6、議案第5号 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第5号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号 町道路線の認定・廃止について

議長（近藤 保君） 日程第7、議案第6号 町道路線の認定・廃止についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第6号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 承認第1号 平成25年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

議長（近藤 保君） 日程第8、承認第1号 平成25年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、可決です。

承認第1号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号 平成25年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）

議長（近藤 保君） 日程第9、議案第7号 平成25年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第7号を、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

議 長（近藤 保君） それでは、異議がありましたので、起立採決で行います。
本案に賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議 長（近藤 保君） 起立多数。
よって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第24号 平成25年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）

議 長（近藤 保君） 日程第10、議案第24号 平成25年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。
これより採決に入ります。
お諮りします。本案に対する委員長の報告は、可決です。
議案第24号を、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（近藤 保君） 異議なしと認めます。
よって、議案第24号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第8号 平成25年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議 長（近藤 保君） 日程第11、議案第8号 平成25年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。
これより採決に入ります。
お諮りします。本案に対する委員長の報告は、可決です。
議案第8号を、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（近藤 保君） 異議なしと認めます。
よって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 9 号 平成 2 5 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議 長（近藤 保君） 日程第 1 2、議案第 9 号 平成 2 5 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 9 号を、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 9 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 1 3 議案第 1 0 号 平成 2 5 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）

議 長（近藤 保君） 日程第 1 3、議案第 1 0 号 平成 2 5 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 1 0 号を、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 1 0 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 1 4 議案第 1 1 号 平成 2 5 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）

議 長（近藤 保君） 日程第 1 4、議案第 1 1 号 平成 2 5 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第11号を、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第12号 平成25年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議長（近藤 保君） 日程第15、議案第12号 平成25年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第12号を、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第13号 平成25年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

議長（近藤 保君） 日程第16、議案第13号 平成25年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第13号を、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第14号 平成25年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）

議長（近藤 保君） 日程第17、議案第14号 平成25年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第14号を、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18 委員会議案審査報告

議長（近藤 保君） 日程第18、委員会議案審査報告を議題とします。

委員長報告を求めます。

最初に、総務常任委員会岸委員長、お願いします。

〔総務常任委員会委員長 岸 祐次君登壇〕

総務常任委員長（岸 祐次君） それでは、11番岸です。総務常任委員会の議案審査報告を行います。定例会開会日に議長より付託されました議案1件につきまして、委員会室で先ほど説明しました補正予算等の審議に引き続き審査をいたしました。

議案第20号 平成26年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきまして、先ほど平成25年度補正予算の審議で残高の確認をしたわけでございますけれども、26年度の期首、すなわち1億2,300万円の金額の確認をし、採決では原案適正と認め、全会一致可決であります。

以上、報告いたします。

議長（近藤 保君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

岸委員長、ご苦労さまでした。

続きまして、文教厚生常任委員会小林委員長、お願いします。

〔文教厚生常任委員会委員長 小林一喜君登壇〕

文教厚生常任委員長（小林一喜君） 小林です。文教厚生常任委員会の審査報告をいたします。

日程第10に続き、4件の平成26年度特別会計予算と諮問1件の審査報告をいたします。

議案第16号 平成26年度吉岡町学校給食事業特別会計予算は、この主なものは平成26年度は一般会計よりミルク給食補助として1,147万2,000円を繰り入れ、値上げせず栄養価の高い安心・安全の食料の提供、それと物価変動があっても来年消費税が2%上がっても、工夫をして現行でいきたいと、そういうような答弁もございました。審査の結果、原案適正と認め、全会一致可決であります。

次、議案第18号 平成26年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算は、これは歳入の主なものは、国民健康保険税5億5,107万6,000円やルール外分を含めた一般会計繰入金、これは1億9,729万5,000円とし、前年と比べてほぼ横ばいで、他に滞納徴収成果も見られましたが、歳出で主に保険給付費は14億447万8,000円と、年々増加の傾向であります。第5次総合計画の健康No.1プロジェクト事業に期待をいたしまして、原案適正と認め、賛成多数で可決であります。

次、議案第21号 平成26年度吉岡町介護保険事業特別会計予算は、歳入で主なものは、第1号被保険者保険料の2億6,241万円で、前年に比べまして1,277万2,000円の増、ほかに介護給付費繰入金1億4,959万2,000円を初めとする一般会計繰入金1億8,119万8,000円で、前年に比べ1,283万9,000円の増であります。しかし、歳出で居宅介護サービス給付費の5億2,800万円を初め、保険給付費11億9,673万3,000円と、前年に比べまして8,268万円の増であり、特に居宅介護はふえておる傾向でありますけれども、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決であります。

次、議案第22号 平成26年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算は、歳入で主なものは後期高齢者医療保険の保険料の1億1,679万5,000円で、前年に比べて1,582万1,000円の増であります。ほかに一般会計繰入金3,689万2,000円で、前年に比べまして115万6,000円の増であります。しかし、歳出で後期高齢者医療広域連合納付金1億5,162万7,000円とし、前年と比べて1,684万4,000円の増であります。なお、提案理由の説明をわかりやすくお願いしたいという

ようなご意見もありました。

以上で、審査報告を終わります。

議長（近藤 保君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

小林委員長、ご苦労さまでした。

続きまして、産業建設常任委員会神宮委員長、お願いします。

神宮委員長には付託した陳情の件もあわせて報告願います。神宮議員。

〔産業建設常任委員会委員長 神宮 隆君登壇〕

産業建設常任委員長（神宮 隆君） 産業建設常任委員会関係の議案第17号から23号までのうち、3議案について審査結果報告をいたします。

議案第17号 平成26年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算について、委託料長寿命化計画策定業務など、前年比2,705万円、100.7%の増加であります。原案適正と認め、全会一致で認定です。

議案第19号 平成26年度吉岡町農業集落排水事業特別会計について、長期債償還元金の増加など、前年比857万円、105%の増加であります。原案適正と認め、全会一致で認定です。

議案第23号 平成26年度吉岡町水道事業会計予算について、収益的支出で制度改正による過年度損益修正損1,186万円の増、資本的支出で上野原浄水場更新解体設計事業認可申請作成業務委託3,013万円の新規事業がありますが、原案適正と認め、全会一致で認定です。

次に、陳情審査報告を行います。

産業建設常任委員会では、3月4日、議会開会日に議長から付託されました陳情1件について、3月18日、議案審議終了後、委員会室におきまして、全員と議長の出席のもと審査いたしました。

陳情第1号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかなる制定を求める意見書に関する陳情につきましては、日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会北関東事業本部エリアマネジャー村上博典氏からの陳情であります。

陳情内容を委員会でも細部にわたり検討し、さらに村上氏にも問い合わせたりして審査いたしました。しかし、十分な調査ができないため結論が出るまでには至りませんでしたので、継続審査といたしました。

なお、同案と同じようなものが平成21年3月定例会にも日本労働者協会組合（ワーカ

ーズコープ) 連合会センター事業団群馬事業所長石田裕人からも出されており、趣旨採択になっております。

以上、報告を終わります。

議長(近藤 保君) 委員長報告は終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(近藤 保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

神宮委員長、ご苦労さまでした。

小林委員長、追加でお願いします。

〔文教厚生常任委員会委員長 小林一喜君登壇〕

文教厚生常任委員長(小林一喜君) 小林です。3月17日、文教厚生常任委員会の審査終了後に、議事日程第28、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを審議いたしました。諮問第1号 人権擁護委員候補者の諮問については、審査の結果、人権擁護委員候補者、栗田眞佐代さんを推薦適正と認め、全会一致で答申に決定をいたしました。

以上です。

議長(近藤 保君) ただいま追加の報告がございました。

これに対して質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(近藤 保君) 質疑なしと認めます。

ご苦労さまでした。

続きまして、予算決算常任委員会、山畑委員長、お願いします。

〔予算決算常任委員会委員長 山畑祐男君登壇〕

予算決算常任委員長(山畑祐男君) 5番山畑です。予算決算常任委員会委員長報告を行います。

去る3月4日、5日に開かれた本会議より当委員会に付託されました議案第15号 平成26年度吉岡町一般会計予算認定について、去る3月6日9時30分より委員会室において、議長、委員全員、執行側から町長、副町長、教育長、関係課長及び関係職員の出席を求め慎重に審査を行いました。

初日、3月6日は歳入でした。各款、項、目ごとに慎重審査を行い、特に町税の徴収方法とコンビニ納税の効果について滞納問題、不納欠損問題等の質疑がありました。

歳出につきましては、7日、10日の2日間、歳入と同様の各款、項、目ごとに細かく審査をいたしました。議会費では、議会の予算に対する姿勢が、また昨年よりの議会放映装置の設置予算が上程されました。総務費では再任用制度について、財産管理費では剪定、除草費の委託について、諸費では防犯灯のLED化について、地域振興事業費では補助金

のあり方が、隣保館費ではミニデイサービスのあり方について、学童保育費では明治第2学童クラブの内容について、健康増進費についてはよしおか健康No.1の委託料について、都市施設費では、公有財産購入費及び補償費について用地買収の減額に最大限努力すると
の町長からの意思表示がありました。事務局費ではマイタウンティーチャーについて、教育振興費では制度の啓蒙について、農業施設災害復旧費では雪害に対する補償など、細部にわたり審査を行いました。

3月10日、質疑終了後、付託議案に対する討論を行い、採決の結果、委員全員の賛成により採択されました。

なお、本委員会では、要望事項として、以下まとめましたので、要望いたします。

一つ、南下城山防災公園の土地取得及び建物の補償については、十分に誤解を与えないよう最大限の努力を願いたい。

一つ、毎年度の吉岡町一般会計予算の進捗状況を年度半ばで経過報告を願いたい。

以上を要望し、委員長報告といたします。以上。

議長（近藤 保君） 委員長報告は終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2 番（金谷重男君） 2番金谷です。今詳細に説明をしていただいたわけですが、今年度、この城山防災公園ですが、全体予算のうちの何%まで予算が執行されるのかということ、その会議の中で詳細が明らかになったかということなのですが、お聞きしたいのですが、全体予算の中の今年度分を含めて何%が達成、消化されるかというか、実施されるかということ、これを審議されたかどうか、ちょっとお聞きしたいのですが、

議長（近藤 保君） 山畑議員。

〔予算決算常任委員会委員長 山畑祐男君登壇〕

予算決算常任委員長（山畑祐男君） そのことについてはかなり時間を割いて審議いたしましたが、土地補償費等もありますので、これから、先ほど申したように最大限、減額に努力するというので、何%という数字的なものは出ませんでした。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

山畑委員長、ご苦労さまでした。

ここで休憩をとります。再開を10時35分といたします。

午前10時16分休憩

午前10時33分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第19 議案第15号 平成26年度吉岡町一般会計予算

議長（近藤 保君） 日程第19、議案第15号 平成26年度吉岡町一般会計予算を議題とします。

これから討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

金谷議員。

〔2番 金谷重男君登壇〕

2 番（金谷重男君） 2金谷です。平成26年度一般会計予算に対して、反対の立場で討論を行います。

吉岡町も他町村と同様、多額な累積債務を抱える厳しい財政状況の中、町民から徴収する貴重な町税と、国・県からの交付金・補助金によって、前年の58億8,000万円を5億円程度上回る63億2,000万円の大規模な予算が計上されました。例年、補正予算として5億円程度が計上、上乘せされる状況であり、決算時には68億円以上の予算が膨れ上がるのではないかと予想されます。消費税増税3%増を見込み、給食費のミルク代補助の増額や学童保育施設増設予算、県下まれに見る布設状況を誇る公共下水道事業など、評価できる部分も多く見られます。地区公園として一地域の住民説明会や要望でまとめられた南下防災公園計画予算が今8億円に手が届く予算になり、防衛省補助事業として今年度も予算計上され、整備計画は進められようとしています。

建設予定地の桃井城址は、6世紀の榛名山二ツ岳の噴火、2度にわたる大噴火の復興をなし遂げた偉大なリーダーの眠る群馬県最北の前方後円墳と注目される古墳が存在し、史跡としても重要なところですが。当時は利根川から持ってきたと見られる川石で全面をふかれ、輝くさまは見事だったというふうに思われます。

県は、公共事業や開発の計画が明らかになった地域のみ予算の関係で史跡の発掘調査を行っています。古墳に埋葬されている重要遺物は頭骨なども予想されますが、こういった公園整備計画でさらに覆土され未開封、未調査の状態のままにすることは、この地に眠る古代の地域の偉大なリーダーの存在を否定することにもつながり、以後に続く八幡山古墳群、伊香保神を祭った古代社三宮や天皇陵に匹敵すると言われる三津屋古墳、石関町長居住地域の南下付近には、群馬町の三ツ寺遺跡同様の古墳時代の地域のリーダーの政務に使われた居館が地中に眠っているものと私は推測いたします。

飛鳥時代後期よりこの吉岡、榛東地域は、桃井の里と呼ばれている地であり、この起源となる桃井城址に眠る偉大なリーダーを表に出すことなく、防災公園下に葬り去るものであり、巨額な税金を投じて整備した南下古墳公園や三津屋古墳の歴史的流れを切断するものであります。

また、3. 1 1以降、丘陵に建設される防災公園の意味と機能を考えると、計画変更があつてしかるべきで、たくさんの地域住民の避難地としての条件や予算の拡大の要因でもある2つのヘリポート設置に関しての町民の疑問に町は答えるべきだと考えます。

今年度は多額な移転補償が計上されていますが、高齢者や障害者が自力で避難できない丘陵の防災公園のヘリポートの必要性に関し、全町民の意見具申が不可欠な8億円に手が届く膨大な計画であり、計画変更と予算縮減を求め、残念ながら26年度予算には反対いたします。議員各位にはご理解と、予算修正に道を開く採決にご協力願う次第です。

最後に、町当局には、今年度より町長の施政方針が示され、重要政策の位置づけが鮮明になりました。しかし、昨年度より議会の予算決算委員会の委員の構成が半減し、一般議員には予算書が自宅に配付されるのみで、詳細なる予算説明が聞けないのが現状です。次年度は年明けに予算規模や予算の概算の提示と、定例会前の予算の詳細を聞く機会を与えていただきたい旨をお願いし、議員各位の一般会計予算への反対の賛同をお願いし、討論を終わりにします。

議 長（近藤 保君） 次に、原案の賛成者の発言を許可します。

小池議員。

〔10番 小池春雄君登壇〕

10番（小池春雄君） ただいま上程をされております議案第15号 平成26年度吉岡町一般会計予算に賛成の立場で討論を行います。

ことし4月より消費税が3%から5%への増税がされ、町民生活にも本会計予算に対しましても、大きな影響をもたらしています。そのような中でも、私が一般質問などで取り上げてきました住宅用太陽光発電に対する助成、住宅リフォーム助成制度の新設、防犯灯のLED化の実施など成果を見ました。また、特に問題となっております南下城山防災公園計画では、予算委員会で十分に時間をとり、徹底して審議を行いました。

予算委員長からの報告のとおり、支出に対しては特に慎重にするように注文をつけておりますが、回答では、用地買収、建物補償減額に最大限努力するとの回答を得ております。消費税の税率アップに伴い、町民生活に対しさまざまな影響が出てくると思いますけれども、その影響を最小限に抑えて予算執行を行うよう強く要望し、賛成討論とします。

議 長（近藤 保君） 次に、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 次に、原案の賛成者の発言を許可します。

平形議員。

〔4番 平形 薫君登壇〕

4 番（平形 薫君） 4番平形です。私は、議案第15号 平成26年度吉岡町一般会計予算、これに賛成の立場からの討論を行います。

歳入歳出予算の総額は63億2,000万円で、前年度対比7.4%の大幅な増であります。

歳入につきましては、町税の順調な伸びを見込んでおります。地方消費税交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金、これもふえております。町債は前年度対比で減額となっており、実質財源比率は49.2%となります。

歳出におきましては、新規事業といたしまして、消費税の引き上げに際し低所得者層に対する適切な配慮、それから子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置がとられております。先ほどもありましたように、また防犯灯LED化の事業、それから住宅リフォーム促進事業も計上されました。

継続事業といたしましては、私立保育所の施設整備が盛り込まれております。それから、なお南下城山防災公園の用地取得、建物補償については、住民に誤解を与えないよう、最大限の減額に努めるよう委員会として強い要望が出されております。

委員会では、委員長の報告のとおり、原案のとおり全会一致であります。可決であります。議員各位のご賛同をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

議長（近藤 保君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第15号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20 議案第16号 平成26年度吉岡町学校給食事業特別会計予算

議長（近藤 保君） 日程第20、議案第16号 平成26年度吉岡町学校給食事業特別会計予算を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第16号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第17号 平成26年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算

議 長（近藤 保君） 日程第21、議案第17号 平成26年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第17号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第22 議案第18号 平成26年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算

議 長（近藤 保君） 日程第22、議案第18号 平成26年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

これから討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第18号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第19号 平成26年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算

議長（近藤 保君） 日程第23、議案第19号 平成26年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第19号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第24 議案第20号 平成26年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

議長（近藤 保君） 日程第24、議案第20号 平成26年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第20号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第25 議案第21号 平成26年度吉岡町介護保険事業特別会計予算

議長（近藤 保君） 日程第25、議案第21号 平成26年度吉岡町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。

最初に、原案反対者の発言を許可します。

小池議員。

〔10番 小池春雄君登壇〕

10番（小池春雄君） 議案第21号 平成26年度吉岡町介護保険事業特別会計予算について反対の討論を行います。

厚生労働省は、社会保障・税の一体改革で医療介護の本格的な削減・抑制を進めようとしております。団塊の世代が75歳、25年後を目指し、医療介護の大幅抑制を狙い、報酬改定をその手段としています。改定の狙いは地域包括システム樹立です。医療から介護へ、施設から在宅への名のもとで、病院や介護施設から高齢者を締め出すのが狙いです。在宅に移った高齢者介護の保障はありません。日中・夜間に、在宅の高齢者を定期的に訪問する24時間地域巡回サービスを新設するとしていますが、担い手となる介護士や看護師などの体制を確保するのが不十分です。生活援助の時間を短縮することは、ヘルパーを疲れさせ、介護事業所にも減収をもたらします。介護に係る公的な金を削るため、介護施設からの利用者を締め出したり、在宅介護で十分な介護体制をつくり、放棄するようなことは許されません。

要支援1、2の利用料負担を1割から2割に引き上げる、掃除、洗濯などの生活援助の提供時間を1時間から45分に短縮するなどの制度改革が進められようとしておりますが、必要なときに必要な介護が受けられなければなりません。要支援の人を自治体に押しつけようとしておりますけれども、国が責任を持って運営されることを強く求め、反対討論とします。

議長（近藤 保君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第21号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第22号 平成26年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算

議長（近藤 保君） 日程第26、議案第22号 平成26年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。

最初に、原案に対する反対の立場での発言を許可します。

小池議員。

〔10番 小池春雄君登壇〕

10番（小池春雄君） 議案第22号 平成26年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

今年度の特徴は、委員会でも示されましたけれども、均等割が4万2,700円が4万3,600円で900円のアップです。所得割が0.1、2%アップ、最高限度額が1万2,000円から1万4,000円とアップします。高齢者の生活は、消費税の値上げと年金の引き下げなど、暮らしは苦しくなるばかりです。このように高齢者に対し差別医療を持ち込む制度は廃止し、以前の老人保健制度に戻すべきことは言うまでもありません。

以上を申し上げまして、反対討論とします。

議長（近藤 保君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第22号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第27 議案第23号 平成26年度吉岡町水道事業会計予算

議長（近藤 保君） 日程第27、議案第23号 平成26年度吉岡町水道事業会計予算を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第23号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 28 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（近藤 保君） 日程第 28、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

諮問第 1 号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第 1 号は委員長の報告のとおり答申することに決定しました。

日程第 29 発議第 1 号 農業委員会委員の推薦について

議長（近藤 保君） 日程第 29、発議第 1 号 農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎議員。

〔3 番 岩崎信幸君登壇〕

3 番（岩崎信幸君） 発議第 1 号 吉岡町農業委員会委員の推薦について提案理由の説明をいたします。

本案は、本年 4 月 26 日に農業委員会委員の任期が満了することに伴い、町長からの依頼によりまして農業委員会等に関する法律第 12 条第 2 号の規定に基づく委員を推薦するため、提案するものであります。

このことにつきましては、今定例会中に行われた全員協議会において慎重に審議をいたしました。その結果、お手元に配付してあります発議書のとおり、適格者といたしまして、氏名、大澤千枝子、住所、北群馬郡吉岡町大字北下 878 番地 1、生年月日、昭和 33 年 2 月 18 日、職業、農業、氏名、オオサワミエコ、住所、北群馬郡吉岡町大字大久保 1711 番地、生年月日、昭和 26 年 9 月 18 日、職業、農業、以上の 2 名を議会推薦による農業委員会委員として推薦したいので、ここに提案するものでございます。全会一致のご賛同をお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

山畑議員。

〔5番 山畑祐男君発言〕

- 5 番（山畑祐男君） 先ほどの提案理由の中で、大島美江子の予定者の番地が1710番地と書いてあるのですけれども、発言では11番と言ったのですが、10番ではないかと思うのですが。

〔3番 岩崎信幸君登壇〕

- 3 番（岩崎信幸君） これにつきましては詳細はちょっとわからないので、確認させていただきます。

議長（近藤 保君） 休憩します。

午前10時58分休憩

午前11時00分再開

議長（近藤 保君） 会議を再開します。

〔3番 岩崎信幸君登壇〕

- 3 番（岩崎信幸君） 氏名のところで、大島美江子さんのところが、間違えて「オオサワミエコ」と言ったみたいですが、「大島美江子」さんでございます。2人目です。先ほど「オオサワミエコ」と言ったみたいですが、これは間違いで「大島美江子」さんです。申しわけございません。

番地はこれで間違いなさそうでございます。

議長（近藤 保君） 山畑議員。

〔5番 山畑祐男君発言〕

- 5 番（山畑祐男君） 10番、11番、どちらで。

〔3番 岩崎信幸君登壇〕

- 3 番（岩崎信幸君） 10番だそうです。1710番でよろしゅうございます。（「わかりました」の声あり）

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております農業委員会委員の推薦については、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。採決はそれぞれ分離して行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） これより2名の被推薦人について1人ずつ採決いたします。

お諮りします。最初に、大島美江子さんを議会推薦の農業委員として推薦することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、大島美江子さんを議会推薦の農業委員として推薦することに決定しました。

次に、大澤千枝子さんを議会推薦の農業委員として推薦することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、大澤千枝子さんを議会推薦の農業委員として推薦することに決定しました。

日程第30 発委第1号 吉岡町議会議員政治倫理条例の制定

議長（近藤 保君） 日程第30、発委第1号 吉岡町議会議員政治倫理条例の制定を議題とします。

この発委第1号は、議会運営委員会からの委員会発議であります。委員長の提案理由の説明を求めます。

小池議員。

〔議会運営委員会委員長 小池春雄君登壇〕

議会運営委員会委員長（小池春雄君） それでは、発委第1号 吉岡町議会議員政治倫理条例の制定につきまして、表記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び吉岡町会議規則第13条第2項の規定により提出をします。

平成26年3月19日。

吉岡町議会議長、近藤 保様。

吉岡町議会運営委員会委員長、小池春雄。

提案の理由であります。

議員の政治倫理の確立を図り、町民に信頼される公正で真に開かれた議会活動を実施するため、吉岡町議会議員政治倫理条例を制定するものであります。

これが、この条例を提出する理由であります。（「委員長の……」の声あり）

吉岡町議会議員政治倫理条例案でございます。

目的。

第1条、この条例は、吉岡町議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議会政治の根幹をなす政治倫理の確立を期するとともに、町民の厳粛な信託に応え、もって清廉かつ公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

（議員の責務）

第2条、議員は、町民全体の代表として、法を遵守し、町政にかかわるみずからの役割及び責務を自覚するとともに、みずから研さんを積み、良心及び責任を持って政治活動を行わなければならない。

2項、議員は、政治倫理に反する事実があると疑惑を持たれたときは、みずから潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

（政治倫理基準）

第3条、議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

（1）議員としての品位を著しく損なう一切の行為を慎み、町民の議会に対する信頼を失墜させるような行為をしないこと。

（2）町が行う許認可等の処分もしくは行政指導または請負その他の契約に関し、特定の個人、企業、団体等のために有利または不利となる働きかけをしないこと。

（3）公正を疑われるような公金の支出の要求をしないこと。

（4）公正を疑われるような金品その他経済的利益について授受しないこと。

（5）町職員または町の関係団体の役員もしくは職員（以下「町等の役職員」という。）に対し、公正な職務執行を妨げ、その権利または地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。

（6）町職員または町等の役職員の人事に関して、議員の地位による影響力を行使しないこと。

（7）嫌がらせ、強制、圧力をかける行為、セクシャル・ハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

（8）税等の完納または健全な計画に基づく分納により、その納付を誠実に行うこと。

（9）地域行事の参加に当たっては、実費相当額の負担を徹底すること。

（10）議員またはその後援団体としての政治活動に関し、議長が別に定める政治的ま

たは道義的な批判を受けるおそれのある行為をしないこと。

(11) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2項の規定する暴力団員をいう。）その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）を利用し、もしくは暴力団等に利用され、または暴力団等の活動に関与しないこと。

2項、議会は、前項の第9号の事項に関し、地域行事の主催者に対し、その理解を求めるものとする。

（団体等の長等の就任に関する遵守事項）

第4条、議員は、町または町が出資する法人その他町から財政的援助（補助金等を含む。）を受けている団体の長等及び町等の機関（議会を除く）の長等であつて議長が別に定めるものへの就任を辞退するものとする。

請負に関する遵守事項。

第5条、議員または次の各号のいずれかに該当する企業（次項において「関係企業」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2の規定の趣旨を尊重し、町の発注する工事等の請負及び業務委託の契約に関し、辞退するものとする。ただし、災害等特別な理由があるときはこの限りでない。

(1) 議員の配偶者または1親等の親族及び生活を一にする者が役員（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条15項に規定する役員をいう。）をしている企業。

(2) 議員が資本金その他これに準ずるものの5分の1以上を出資している企業。

(3) 議員が顧問料等その名目を問わず報酬を受領している企業。

2項、前項に該当する議員は、責任を持って関係企業に係る契約に関する辞退届を提出しなければならない。

3項、前項の辞退届は、議員の任期開始の日から30日以内に議長に提出するものとする。ただし、任期開始後に第1項に規定する事由が発生した場合にあっては、当該事由が発生した日から30日以内に提出するものとする。

4項、議長は、前項の規定により提出された辞退届の写しを速やかに町長に送付しなければならない。

5項、議長は、辞退届の提出状況については公表するものとする。

（除斥の議員名及び事件名の公表）

第6条、議長は、町が締結する工事請負契約等に関する議事において、法第117条及び吉岡町議会委員会条例（昭和58年吉岡村条例第12号。以下「委員会条例」という。）第14条の規定（次項においてこれらを「除斥規定」という。）により、除斥された議員及び事件名を公表するものとする。

2項、除斥規定により除斥される議員は、当該議事が行われる前に議長に届け出なくてはならない。

(審査の請求)

第7条、議員について第3条から前条までの規定に違反する疑いがあると認められるときは、町民にあっては法第18条に定める議員の選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、議員にあっては議員の定数の8分の1以上の議員の連署をもって、それぞれ代表者（以下「審査請求者代表」という。）から、違反する疑いがあることを証する資料を添付して、審査請求により議長に審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。

2項、議長は、前項の規定による審査請求がなされたときは、当該審査請求の内容について審査するものとし、審査請求書に形式上の不備があると認めるときは、審査請求者代表者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

3項、議長は、審査請求が次の各号のいずれかに該当するときは、当該審査請求を却下するものとする。

- (1) 前項の規定する要件を満たしていないとき。
- (2) 審査請求代表者が前項の規定による補正の求めに従わないとき。
- (3) その内容が審査請求をすることができない対象についてしたものであるとき。

(審査会の設置等)

第8条、議長は、前項第1項に規定する審査請求があったときは、吉岡町議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、当該審査に係る事案の審査（以下「診査」という。）を審査会に付託する。

2項、審査会の委員（以下「委員」という。）の定数は、7人とする。

3項、委員は、議員のうちから、議長が指名する。

4項、審査会には、委員長及び副委員長各1人を置き、審査会において互選する。

5項、審査会の定足数及び表決については、委員会条例第12条及び第13条の規定を準用する。

6項、委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

7項、委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、審査会の許可を得なければならない。

8項、審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長が定められていない場合における会議は、議長が招集する。

9項、委員の任期は、審査を終了し、その結果を議長に報告をした時までとする。

10項、審査会の会議は、公開するものとする。ただし、出席委員の3分の2以上の同

意を得たときは、非公開とすることができる。

第11項、委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

(審査会の設置)

第9条、審査会は、議長から審査を付託されたときは、当該審査請求の適否及び政治の倫理基準に反する行為の存否について審査する。

2項、審査会は、審査の請求をされた議員（以下「被審査議員」という。）、審査請求代表者その他審査のため必要な者に審査会の会議への出席を求め、意見または事情を聴取することができる。

3項、被審査議員は、審査会から出席の要請があった場合は、出席し、誠実に答えなければならない。

4項、審査会は、審査を行うため、必要な調査を行うことができる。

5項、審査会は、被審査議員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

6項、審査会は、審査を付託された日から60日以内に審査を完了し、審査の結果を議長に文書をもって報告しなければならない。

7項、審査会は、前項に規定する期間内に審査を終了することができないときは、審査を付託された日から90日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、審査会は、当該延長の理由を議長に報告するものとする。

8項、審査会は、被審査議員の名誉を回復することが必要であると認めるときは、必要な措置を講ずるよう議長に求めることができる。

(守秘義務)

第10条、委員及び議員並びに審査のために必要な者は、第8条第10項ただし書きの規定により会議が非公開となった場合には、職務上知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査結果の通知及び公表)

第11条、議長は、審査会から審査の結果を報告を受けたときは、審査請求代表及び被審査議員に対して審査の結果を通知するとともに、その概要を公表しなければならない。

(議会の措置等)

第12条、議会は、審査の報告を尊重し、被審査議員に対し、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるものとする。

2項、前項の規定により辞職勧告を受けた議員は、辞職手続をとるものとする。

(委任)

第13条、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附則。

施行期日。

1 項、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

経過措置。

2 項、この条例施行の際、現に議員である者に対する第4条の規定については、この条例施行の日から10日間は適用しない。

3 項、この条例施行の際、現に議員である者に対する第5条の規定の適用については、同条3項中「議員の任期開始の日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。

というものであります。この上程に当たりましては、議会運営委員会で8回、協議を行いました。そして、また全協におきまして3回開催をいたしまして、そして議会運営委員会の中では、全会一致を見て提出をしたものでありますので、よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君発言〕

14番（齋木輝彦君） ここに今提案された第4条なのですが、議員は、町または町が出資する法人その他町から財政的援助（補助金等を含む。）を受けている団体の長等及び町等の関係機関の長等である議長が別に定めるものと、就任を辞退するものとあるわけですが、来年議員の選挙も、来春予定をされておるわけですが、この団体名が当然候補者として上がってくるものが、団体名がわからないと、当選していたら、ああ、知らなかったということになりはしないのか。その団体名を公表しておくことが必要ではないか、その辺はどう考えているのか。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔議会運営委員会委員長 小池春雄君登壇〕

議会運営委員会委員長（小池春雄君） それにつきましては、先ほど述べましたように、13条におきまして、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定めるということで、附則はお手元に届いているかと思いますが、その附則に記入がしてございます。（「もう1回いいですか」の声あり）

議長（近藤 保君） 齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君発言〕

14番（齋木輝彦君） 先日、附則をもらったわけですが、その中には、町で補助金団体が幾つかあるわけですが、その中でなれない団体と、なれる団体と、正確には3つに分けてあるわけなのですが、そこら辺の基準はどういうふうにしたのか。それをお

願います。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔議会運営委員会委員長 小池春雄君登壇〕

議会運営委員会委員長（小池春雄君） 議会運営委員会の中で、それぞれ1つずつ確認をして載せてあるのが、ここにあるものです。

議長（近藤 保君） 齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君発言〕

14番（齋木輝彦君） そうすると、確認ですけれども、来春選挙で当選をしてしまったと。そして、この別表1、2に上がっている団体は当然だめでしょうけれども、ほかの88団体、それからその下の長が議員になって、当選してしまったとする。そのときにはいかにするのか。その人は知らないで当選してきたわけですから。

〔議会運営委員会委員長 小池春雄君登壇〕

議会運営委員会委員長（小池春雄君） そのことにつきましても、別表1の中で記してありますので、そのことを十分に調査をしてありますので、問題ないというふうに思っております。これは細部にわたりまして、兼業の禁止等でありますから、法律、条例の定める範囲内の中で、問題のないという、その法の定めの中で規定をしておりますので、今おっしゃられたようなことはないというふうに考えております。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから討論を行います。原案に反対者の発言を許可します。

議長（近藤 保君） 齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君登壇〕

14番（齋木輝彦君） 発委第1号 吉岡町議会議員政治倫理条例の反対の立場から討論するものです。

この原案が2月26日に全協で全議員に示されたものです。事前には一部議会運営委員会で議論がなされていたようですが、全議員の身分に関する事案については、まず全協で全員に知らされるべきところではないでしょうかと思います。そして、そこで議論するか、また所掌委員会に付託し議論すべき事案であると考えます。

議会活性化委員会をつくりながら、そこに話もなく、断じて許しがたい、横暴で強引過ぎると思います。後世に禍根を残すようなシステムで提案されております。目指している議会基本条例の中に盛り込まれるべき条例の案件である。

さっき委員長は2日間とおっしゃいましたが、2月26日、3月12日、3月12日は

持ち帰って検討しようということで議論はされませんでした。そして、13日、その2日間だと思います。この短時間の議論で済まさないで、拙速にせず時間をかけ、議論され、全議員の納得や賛同が得られるような形にしなければならないと考えます。

町から補助を受けている団体が116団体、そのほかの団体があるわけですが、その団体も精査もせず、一部特定の団体を限定し役員になれないのは、公正・平等性を欠き、民主主義の根幹を揺るがすものです。

提案理由には、公正で開かれた議会活動とありましたが、提案理由に反するものだと考えます。町民に信頼される議会とは言えなくなります。よって、本条例に反対するものです。理解ある議員の賛同をお願いし、反対討論といたします。

議長（近藤 保君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

平形議員。

〔4番 平形 薫君登壇〕

4番（平形 薫君） 私は、この条例案に対し賛成の立場からの討論を行います。

先ほども委員長のほうから話がありましたように、議会運営委員会では8回に及ぶ議論を尽くしておるといふふうに私は思っております。それから、全員協議会においても、2月26日に素案が示され、そこで第1回目として3回に及ぶ討論がなされております。この議案の条例案をどこの委員会で審議するのは、それは議会のルールとして自由であります。たまたま議会運営委員会であっただけの話だといふふうに思っております。

それから、今委員長が累々と条例案を朗読をいたしましたけれども、この趣旨は議員の必携にも書いてありますように、それを明文化したものにすぎません。我々議員は町民に対し、付託に応えるために清廉で公正でなくてはならないといふふうに考えております。それを明文化したものだけですので、ぜひ議員皆様のご賛同を得まして、この条例案を可決・成立させていただくようお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

議長（近藤 保君） 次に、原案に反対者の発言を許可します。

南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君登壇〕

15番（南雲吉雄君） 発委第1号 吉岡町議会議員政治倫理条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

この議会倫理条例は、議会議員に当選されたときより、議会事務局より議員必携と地方自治法、小六法が渡され、その内容に沿って議会活動を守っていかなければならない権利が記されております。群馬県内でも38市町村がありますが、実施されているのはみどり市だけとなっており、他の市町村は調査研究中のところが大多数であります。

吉岡町においても、2月5日、6日、神奈川県二宮町と茨城県大洗町へ議会運営委員会

で議会基本条例及び倫理条例の視察を行い、視察後、条例制定に向け検討に入り、委員外の議員には、先ほど3回と言ったのですけれども、自分では2回ということで、2回ほどの説明で議案を上程、余りにも唐突な発案提案ではないかと納得はいきません。

この条例は、我々現議会議員だけの問題ではなく、これから町を背負っていく若い議員のためにもよく検討を重ね、つくり上げていくことが大切であり、議員全体で先進地の視察や話し合いの場が必要ではないかと思います。今私たちがしなければならないことは、大きな問題があります。2月の14、15日の大雪による農業被害を一日も早くに立ち直らせることが大切ではないのか、こういうことを考えないで、こんな条例を先にやるとはもってのほかではないかと、自分ではそう思っております。何とかこういった問題を解決してもらえれば、若い世代の農業者を守れる。我々の責務だというように自分では思っております。

特に、新潟県の湯沢町の議会申し合わせ事項というものをを見せていただきました。大変すばらしいものがあります。災害のときに、行動のマニュアルということで載せてあります。初動の出動のときには、町が災害対策本部を設置した場合、町本部から議長に対しその旨を連絡。議長は副議長と協議し、湯沢町議会災害対策本部の設置を決定。議会災害対策本部を役場3階の議会第1会議室に設置。議員及び町に対し、議会災害対策本部の設置を報告。初動出動として、各議員は、地震があった場合には地震の安否、居場所、連絡先の議会対策本部の連絡、各議員は本部の指示に基づき、現地の受け入れ事情聴取、収集、支援活動の協力、または本部に集合。中期の初動として、町対策本部との情報交換、諸要請の実施、被害者に対する助言及び相談の受け付け。後期対策として、議員協議会を開催して被災状況の掌握、こういったものを設定してあります。

私も3年前の東日本大震災のときにテレビ等で多く報道がされます。議会活動は一つも載ってきません。そんなために、何度も議会はどうしているんだということで質問をしたことがありますけれども、なかなか議会活動は載ってこない。たまたま今回この湯沢町の申し合わせ事項を見せていただきました。これが本来の我々議会の仕事かなというように私は思いました。これを何とか先に当てはめて今回の農業政策をみんなして守っていただきたい。

この間一般質問をいたしましたけれども、我々、若いときの仲間たちが駒寄の、当時は駒寄の農協の青年部だったのですけれども、一生懸命やっていた人たちがだんだん少なくなってしまうと、今残っているのは、後継者が残るのはハウスの人たちだけなのです。この人たちを救ってやるのは我々の仕事ではないか、私はそう思っております。もう年をとって自分から動くことはなかなかできないけれども、何か手助けをしてやらなければと、いつもいらいらしているのが今の現状であります。何とか、この条例もいいけれども、手

助けをしてやって、ぜひほしい。

この条例に対して、やはり先ほども申しましたように、議員必携にも十分あります。今後の問題としてももう少し時間をかけて、条例をつくるには反対はしません。反対はしませんけれども、時間をかけて今の現実をひとつ若い人たちに手を伸べてあげていただきたい。そんな形で、今回の条例には私は反対をしますので、皆様方のご協力をぜひお願いしたいと思いますので、反対討論とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） ほかにありませんか。
どうぞ。

〔2番 金谷重男君登壇〕

2 番（金谷重男君） 2番金谷です。発委第1号 吉岡町議会議員政治倫理条例の制定に反対する立場で討論を行います。

我が町議会は開かれた議会を目指し、議会広報に議案の賛否の公表や討論の掲載を行って評価を得ております。昨年の秋の県内の町村議会の選挙では、無投票の議会が相次ぎ、地方議会の現状があらわにされました。我が町においても、かつてはこういった状況が続きました。今地方議会の存在が問われている時代でもあります、多額の債務で苦しむ自治体の議会を横目に議会基本条例や議会政治倫理条例が各地域で採択されるようになってまいりました。単なる議会活動の手だてではなく、一方で自治体の財政を危惧する動きの中、補助金等の削減や公共工事に絡む議員の圧力に対しての批判に議会が真摯に受けとめる形で、議会基本条例や政治倫理条例が採択されています。

先進自治体の議会においては、合意形成には十分な時間をかけ、該当する項目を一字一句に神経をとがらせ制定をしています。採択された条例に対して法廷で争う例も見られます。緊急の場合を除き、このような条例制定には全会一致の原則が貫かれているのが現状です。

我が吉岡町の今回の政治倫理条例制定までの動きは拙速であり、議会運営委員会主導で進められ、原案作成後に全員協議会に諮られましたが、年度末の予算審議の集中すべき時期柄でもあり、異議が出ました。緊急の用件を含む事案が存在しても、現行制度の中で議長の職権の中で解決すべき事案がほとんどであり、政治倫理条例を持ち出す緊急性はないものと考えます。2月に始まり3月でまとめる条例制定で拙速であり、議員みずからが議員の良識を明文化する時期でもありません。政治倫理の制定に關しての手法としては、各先進自治体の議会では、作業部会として活性化委員会が使われているのが現状で、議長の指導のもと、本町の議会活性委員会の存在を否定するものではないでしょうか。

私はこの条例制定に対して前向きに捉えておりますが、しかしこういった拙速な対応については反対であります。よって、今回の条例制定には反対するものであります。

議長（近藤 保君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。
山畑議員。

〔5 番 山畑祐男君登壇〕

5 番（山畑祐男君） 5 番山畑です。吉岡町議会議員政治倫理条例の制定について賛成の立場から討論いたします。

現在の日本は法治国家であり、法律に基づき社会の機能が活動しております。これらを鑑みれば、発委された吉岡町議会議員政治倫理条例の内容は、自治法、公職選挙法等に既
に示されているものであります。本発委された条例の各条文はどれも法律に決められてい
るものであります。議会人として至極当然のことを明記したものであります。条例制定に
つきましては、何ら問題はないと解しております。

議員皆様のご理解をお願いし、賛成討論といたします。

議長（近藤 保君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

発委第 1 号に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、発委第 1 号は原案のとおり可決されました。

日程第 3 1 産業建設常任委員会の閉会中の継続審査の申し出について

議長（近藤 保君） 日程第 3 1、産業建設常任委員会の閉会中の継続審査の申し出についてを
議題とします。

この件については、陳情第 1 号「協同労働の協同組合法」の速やかなる制定を求める意
見書に関して、陳情について産業建設常任委員会に付託した事件であります。

お諮りします。委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございま
せんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、この件は閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 3 2 陳情第 2 号 政治倫理条例施行に係る『南雲吉雄議員』の社会福祉法人吉 岡会理事長職の任期満了までの継続特例に関する陳情

議長（近藤 保君） 日程第32、陳情第2号 政治倫理条例施行に係る『南雲吉雄議員』の社会福祉法人吉岡会理事長職の任期満了までの継続特例に関する陳情についてを議題とします。

本件は、南雲吉雄議員個人の一身上に係る事件でありますので、地方自治法第117条の規定によって、南雲吉雄議員の退場を求めます。（「議長、その前に意見を述べさせていただきます。いいですか」の声あり）

どうぞ。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 今上程になっております問題については、先ほど議会で採択になりました。その関係で採択になったものをこれから日を延ばすとか、延ばさないとかという、もう問題ではありません。ただ、私の問題でありますので、もう自分ではここでいつでも出せるようになっておりますので、その点についてよく検討していただければありがたいというように自分では思っております。

議長（近藤 保君） ただいまの南雲議員の発言でございますが、陳情者から出ておりまして、受けておりますので、ここで審議をさせていただきます。

除斥をお願いします。

〔15番 南雲吉雄君退場〕

議長（近藤 保君） 本陳情は、3月17日付で受理しております。この件について陳情でありますので、委員会付託は省略し、直ちに議事に入ります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「議長、その前に朗読してください」の声あり）

朗読します。

陳情書

吉岡町議会議長 議長 近藤 保様

先日、吉岡町議会議員、南雲吉雄氏より「吉岡町議会議員政治倫理条例」の制定のお話を伺いました。

もとより、私ども一町民がその内容そのものに疑義を唱えるものではございません。

しかしながら、現在南雲吉雄議員は私ども社会福祉法人吉岡会の理事長をお願いしております。条例が可決いたしますと、4月1日付で辞任されるとのお話を伺いました。

本法人は2年ごとの理事監事の改選が行われております。理事長及び理事監事の任期は本年11月末日が任期満了となります。現役職につきまして、任期満了までの職務執行の特例を設けていただきたく、特段のご配慮をお願いいたします。

社会福祉法人吉岡会

吉岡町保育園園長会

代表 吉岡町第三保育園 園長 河合祖信

吉岡町第四保育園 園長 柴崎尚長

以上です。

討論を行います。（「これは議長、質疑はできないのですか」の声あり）

できません。陳情ですから。討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

陳情第2号 政治倫理条例施行に係る『南雲吉雄議員』の社会福祉法人吉岡会理事長職の任期満了までの継続特例に関する陳情でございます。採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立少数。

よって、陳情第2号は不採択とすることに決定しました。

南雲議員、入場させてください。

〔15番 南雲吉雄君入場〕

日程第33 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（近藤 保君） 日程第33、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から所管事務のうち、会議規則第71条の規定により、お手元に配りました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

日程第34 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第35 文教総務常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第36 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第37 予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第38 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（近藤 保君） 日程第34、35、36、37、38、各常任委員会の閉会中の継続調査についてを一括議題にし、採決はそれぞれ分離して行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。よって、一括議題と決しました。

日程第34、35、36、37、38、各常任委員会の閉会中の継続調査についてを一括議題とします。

総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、予算決算常任委員長、議会広報常任委員長から所管事務のうち、吉岡町会議規則第71条の規定により、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

これよりこの申し出5件を分離して採決します。

まず、総務常任委員長からの申し出についてお諮りします。

総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、文教厚生常任委員長からの申し出についてお諮りします。

文教厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、文教厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、産業建設常任委員長からの申し出についてお諮りします。

産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、予算決算常任委員長からの申し出についてお諮りします。

予算決算常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、議会広報常任委員長からの申し出についてお諮りします。

議会広報常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

日程第３９ 議会議員の派遣について

議長（近藤 保君） 日程第３９、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付してあるとおり、議員研修のため議員派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、配付のとおり議員派遣することに決しました。

議長挨拶

議長（近藤 保君） これで本日の会議を閉じます。

以上をもちまして、平成２６年第１回定例会の日程を全て終了しました。

町長挨拶

議長（近藤 保君） 閉会の前に、町長の挨拶の申し入れを許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 定例会閉会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

私ごとですが、本定例会では母の死去により、議長及び３常任委員長のお許しを得て、３常任委員会を欠席させていただきました。皆様には大変ご迷惑をおかけし、まことに申

しわけありませんでした。おわびを申し上げます。

本議会におきまして上程いたしました報告、議案、諮問全てを承認、可決をいただきまして、まことにありがとうございました。心よりの感謝を申し上げます。

2月に降った記録的な大雪の被害に対し、町として可能な限り対策にしっかり取り組んでいきたいと思っております。また、大雪に備えての被害対策も改めて見直しておく必要があるのかと強く感じた次第でもあります。

さて、いよいよ新年度がスタートいたします。それぞれの事業が円滑に推進できるように、議員各位のご協力とご支援をよろしくお願い申し上げます。

これまでに手がけてきた事業をしっかりと軌道に乗せ、着実に推進していく覚悟でもあります。何とぞ皆様方のご理解とご協力をお願いをいたします。また、町民の意見に耳を傾け、一層努力を重ね、山積する課題に取り組んでいく所存でもあります。

気候も一段と春めいてまいりました。ようやく西から桜の便りも聞かれるようになり、春はもうそこまで来ている感じがいたします。

年度の切りかわりの時期、公私ともにお忙しい折ですが、どうか議員の皆様におかれましては、ますますご健康に十分ご留意の上、ご活躍くださいますようご祈念申し上げます。閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本当に長い間、大変お世話になりました。ありがとうございました。

閉 会

議 長（近藤 保君） 以上をもちまして、平成26年第1回吉岡町議会定例会を閉会します。

午前11時58分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 近 藤 保

吉岡町議会議員 山 畑 祐 男

吉岡町議会議員 栗 田 俊 彦